

付表5 控除対象仕入税額の計算表

簡易

		課税期間	～	氏名又は名称
		項目		金
課税標準額に対する消費税額（申告書②欄の金額）				
貸倒回収に係る消費税額（申告書③欄の金額）				
売上対価の返還等に係る消費税額（申告書⑤欄の金額）				
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額（①+②-③）				
1種類の事業の専業者の場合【控除対象仕入税額】 ④×みなし仕入率（90%・80%・70%・60%・50%・40%）		※申告書④欄へ		
2種類以上 の事業 に 係 る 消 費 税 額 の 計 算	区分		事業区分別の課税売上高（税抜き）	左の課税売上高に係る消費税額
	事業区分別の合計額	⑥	円	円
	第一種事業（卸売業）	⑦	※申告書「事業区分」欄へ	%
	第二種事業（小売業）	⑧	※*	⑪
	第三種事業（製造業等）	⑨	※*	⑫
	第四種事業（その他）	⑩	※*	⑬
	第五種事業（サービス業等）	⑪	※*	⑭
特 別 算 を 適 用 す る 場 合	控除対象仕入税額の計算式区分			
	原則計算を適用する場合 ④×みなし仕入率 [(⑧×90% + ⑨×80% + ⑩×70% + ⑪×60% + ⑫×50% + ⑬×40%) / ⑫]			
	1種類の事業で75%以上 (⑦/⑥・⑧/⑥・⑨/⑥・⑩/⑥・⑪/⑥・⑫/⑥) ≥ 75% ④×みなし仕入率（90%・80%・70%・60%・50%・40%）			
	(⑦+⑧)/⑥ ≥ 75%	④× [⑧×90% + (⑨-⑧) × 80%] / ⑫	⑫	
	(⑦+⑨)/⑥ ≥ 75%	④× [⑨×90% + (⑩-⑨) × 70%] / ⑫	⑫	
	(⑦+⑩)/⑥ ≥ 75%	④× [⑩×90% + (⑪-⑩) × 60%] / ⑫	⑫	
	(⑦+⑪)/⑥ ≥ 75%	④× [⑪×90% + (⑫-⑪) × 50%] / ⑫	⑫	
	(⑦+⑫)/⑥ ≥ 75%	④× [⑫×90% + (⑬-⑫) × 40%] / ⑫	⑫	
	(⑧+⑨)/⑥ ≥ 75%	④× [⑧×80% + (⑨-⑧) × 70%] / ⑫	⑫	
	(⑧+⑩)/⑥ ≥ 75%	④× [⑩×80% + (⑪-⑩) × 60%] / ⑫	⑫	
	(⑧+⑪)/⑥ ≥ 75%	④× [⑪×80% + (⑫-⑪) × 50%] / ⑫	⑫	
	(⑧+⑫)/⑥ ≥ 75%	④× [⑫×80% + (⑬-⑫) × 40%] / ⑫	⑫	
	(⑨+⑩)/⑥ ≥ 75%	④× [⑩×70% + (⑪-⑩) × 60%] / ⑫	⑫	
	(⑨+⑪)/⑥ ≥ 75%	④× [⑪×70% + (⑫-⑪) × 50%] / ⑫	⑫	
	(⑨+⑫)/⑥ ≥ 75%	④× [⑫×70% + (⑬-⑫) × 40%] / ⑫	⑫	
	(⑩+⑪)/⑥ ≥ 75%	④× [⑪×60% + (⑫-⑪) × 50%] / ⑫	⑫	
	(⑩+⑫)/⑥ ≥ 75%	④× [⑫×60% + (⑬-⑫) × 40%] / ⑫	⑫	
	(⑪+⑫)/⑥ ≥ 75%	④× [⑫×50% + (⑬-⑫) × 40%] / ⑫	⑫	
【控除対象仕入税額】 (選択可能な計算方式による⑫～⑯の内から選択した金額)				※申告書④欄へ

- ・簡易課税方式が採用されている場合に作成されています。
- ・フローチャートの設問3で「YES」を選択した場合は、付表5の写しを提出してください。

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 課税売上高につき返品を受け又は償戻しをした金額（売上対価の返還等の金額）があり、売上（収入）金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑬から⑯の欄にはその売上対価の返還等の金額（税抜き）を控除した後の金額を記入する。